

第3 届出書記載例

新設届出の概要

フリガナ	〇〇〇カブシキガイシャ		資本金 (千円)	1,000,000
会社名	〇〇〇株式会社			
住所	〒□□□□□□□□		設備投資予定額 (百万円)	用地費
	福岡県久留米市〇〇町〇〇番地 (TEL: - -)		2,000	500
届出理由	<p>これまで〇〇町で操業しておりましたが、建物の老朽化と生産需要の変化に伴う能力向上のため、新工場を建設し既存施設の移動並びに新規事業に着手するものです。</p>			
届出内容	生産施設	△△製造工業	2,500㎡	
	緑地	樹木・芝混植地	2,000㎡	
	環境施設 (緑地除く)	グラウンド	1,000㎡	
	製品名	△△		
	敷地面積	10,000㎡		

変更届出の概要

フリガナ	〇〇〇〇カブシキカイシャ		資本金 (千円)	1,000,000
会社名	〇〇〇 株式会社			
住所	〒 □□□-□□□□ 福岡県久留米市〇〇町〇〇番地 (TEL: - - - -)		設備投資予定額 (百万円)	用地費
			2,000	500
届出理由	当社で製造している△△の需要増加に伴い、生産施設面積を増加するものです。			
届出内容		変更前	変更後	
	生産施設	△△製造工場 1,500㎡ ◇◇製造工場 1,000㎡	△△製造工場 2,000㎡ ◇◇製造工場 1,500㎡	
	緑地	樹木・芝混植地 2,000㎡	変更なし	
	環境施設	グラウンド 1,000㎡	変更なし	
	製品名	△△△	変更なし	
	敷地面積	10,000㎡	10,000㎡	

業種別生産施設面積整理表

生産施設の名称	施設番号	生産施設面積 (㎡)			製品名	業種 (Pi) 及び業種の分類 (分類番号)	生産施設面積率 (r)	既存生産施設用地計算係数 (α)	備考
		変更前	変更後	増減面積					
伸鉄工場	セー1	1,500	1,500	0	鋼板	(P1) 伸鉄製造業 (2235)	0.4	1.3	
	セー3	0	500	+500					
	計	1,500	2,000	+500					
コークス製造工場	セー2	1,000	1,000	0	コークス	(P2) コークス製造業 (1731)	0.3	1.4	
	セー4	0	300	+300					
	計	1,000	1,300	+300					

※ 生産施設面積率 (30～65%) が異なる2以上の業種に属する場合のみ作成してください。
2以上の業種であっても、面積率 (r)、係数 (α) がとも同じであれば作成不要です。

準則計算表

[例1] 単一業種の工場

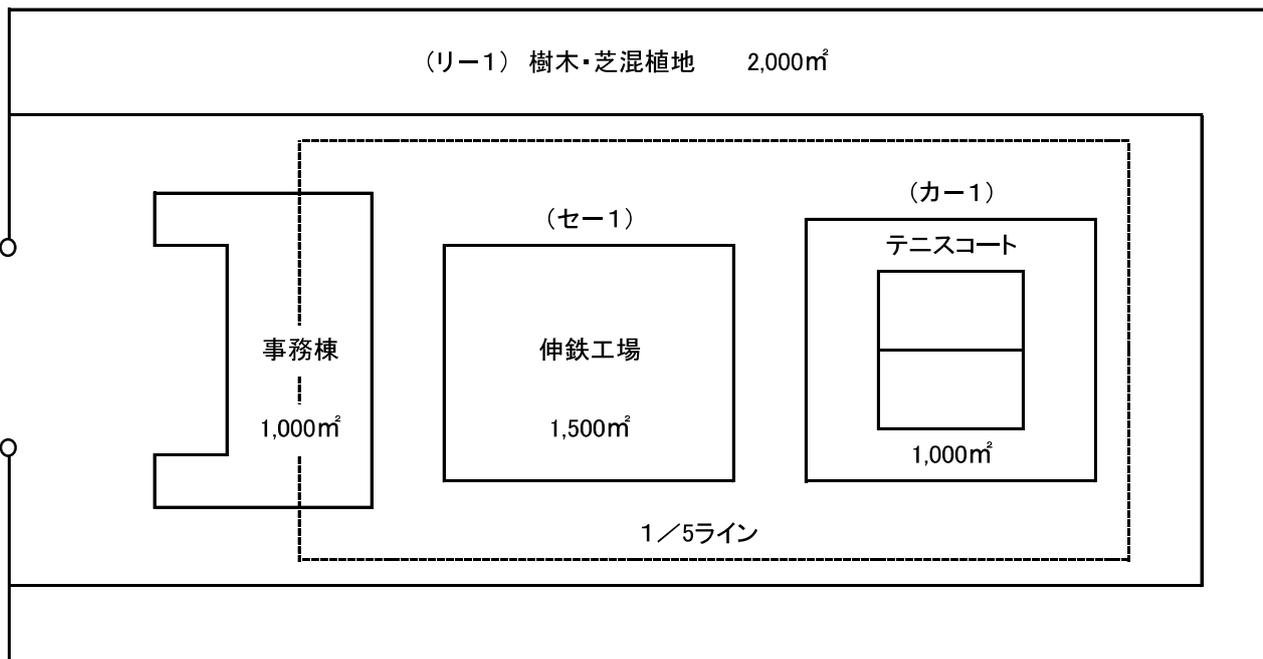
「生産施設面積率」
敷地面積に対する生産施設の面積の割合は業種別に30～65%の範囲で7段階に区分されています。

2以上の業種の場合は細分類番号、生産施設面積率(γ)を併記して下さい。

中分類業種名	鉄鋼業
細分類番号	2235 (伸鉄業)
γ : 0.4	

(1) 生産施設	<p>$P \leq \gamma S$</p> <p>$S = 10,000\text{m}^2$ $\gamma = 0.4 \rightarrow$ 団地特例が適用される場合は P. 42の準則値一覧を参照 $P = 1,500\text{m}^2$ $1,500 < 0.4 \times 10,000 = 4,000$ (小数点以下切捨て) \therefore 準則適合</p>	[例2] 2以上の業種の工場
		<p>※兼業の新設の場合→P.11[業種別生産施設面積整理表]を作成</p> $\sum_{i=1}^n p_i/r_i \leq S$ <p>左辺 = $p_1/r_1 + p_2/r_2$ $= 1,500/0.4 + 1,000/0.3$ $= 7,083.333$(切り上げ) $= 7,084 < 10,000$ \therefore 準則適合</p>
(2) 緑地	<p>$G \geq 0.2S$</p> <p>$S = 10,000\text{m}^2$ $G = 2,000\text{m}^2$ $2,000 \geq 0.2 \times 10,000 = 2,000$ (小数点以下切上げ) \therefore 準則適合</p>	<p>「緑地面積率」 敷地面積に対する緑地面積の割合は20%以上なければなりません。 ※ 団地特例が適用される場合は、P. 42の準則値一覧を参照して下さい。</p>
(3) 環境施設	<p>$E \geq 0.25S$</p> <p>$S = 10,000\text{m}^2$ $E = 3,000\text{m}^2$ (2,000m^2 + 1,000$\text{m}^2 = 3,000\text{m}^2$) $3,000 > 0.25 \times 10,000 = 2,500$ (小数点以下切上げ) \therefore 準則適合</p>	<p>「環境施設面積率」 敷地面積に対する環境施設(緑地含む)面積の割合は25%以上なければなりません。 ※ 団地特例が適用される場合は、P. 42の準則値一覧を参照して下さい。</p>
(4) 環境施設の配置	<p>$E_s \geq 0.15S$</p> <p>$S = 10,000\text{m}^2$ E_s(敷地周辺部の環境施設) = 2,000m^2 $2,000 > 0.15 \times 10,000 = 1,500$ (小数点以下切上げ) \therefore 準則適合</p>	<p>「環境施設の配置」 環境施設は、敷地面積の15%以上を当該工場の敷地周辺部に配置しなければなりません。 (環境施設面積の割合「25%」のうち15%を周辺部に配置) ※ 団地特例が適用される場合は、記載不要です。</p>

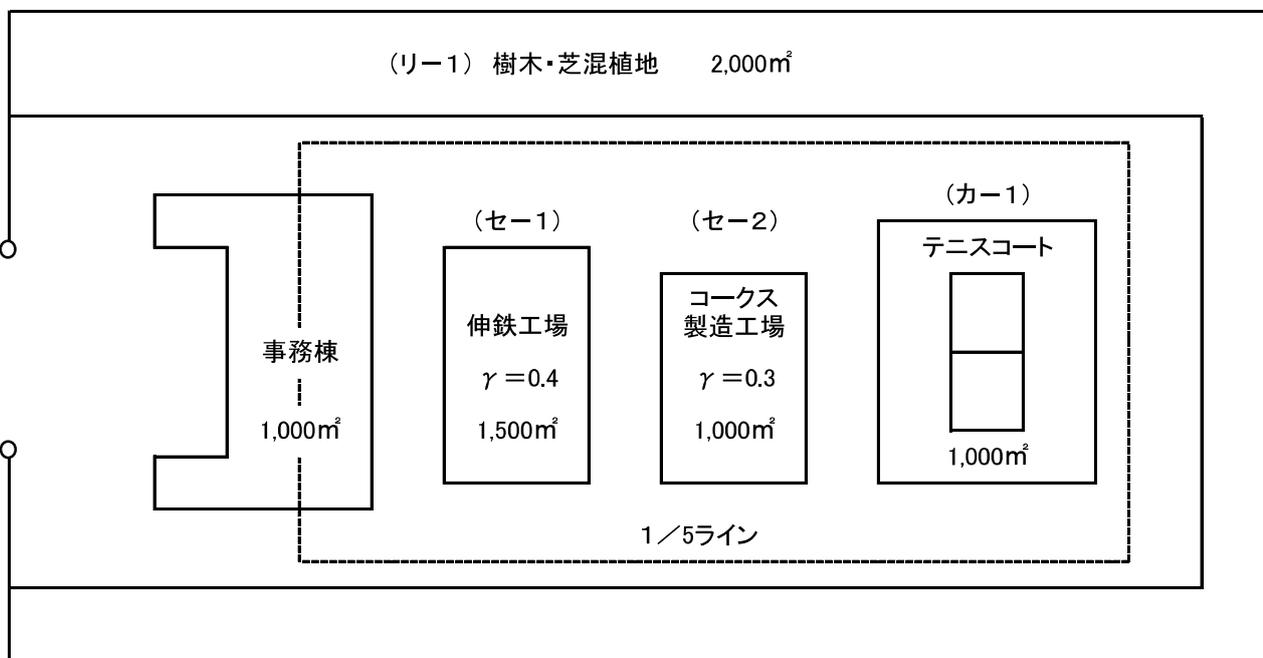
[例1] 単一業種の工場



- ※ 敷地面積 $S = 10,000\text{m}^2$ 敷地周辺の環境施設面積 $E_s = 2,000\text{m}^2$
- 生産施設面積 (セー1) $P = 1,500\text{m}^2$ (1/5ライン外側面積、リー1)
- 緑地面積 (リー1) $G = 2,000\text{m}^2$
- 環境施設面積 (カー1) $E = 3,000\text{m}^2$
(リー1)

[例2] 2以上の業種の工場

※ 生産施設面積率 γ (0.3~0.65) が異なる2以上の業種に属する工場の場合



- ※ 敷地面積 $S = 10,000\text{m}^2$ 敷地周辺の環境施設面積 $E_s = 2,000\text{m}^2$
- 生産施設面積 (セー1・2) $P = 2,500\text{m}^2$ (1/5ライン外側面積、リー1)
- 緑地面積 (リー1) $G = 2,000\text{m}^2$
- 環境施設面積 (カー1) $E = 3,000\text{m}^2$
(リー1)

準則計算表
(既存工場)

※ 既存工場の準則計算については、下表の算式を使用。すなわち、
 ①生産施設 … S49.6.28時点の生産施設面積(P0)から増設可能であるかどうかを判断。
 ②緑地 … 今回設置する生産施設面積に応じて緑地を設置する。(最終的に20%緑地を設置)
 ③環境施設 … 今回設置する生産施設面積に応じて環境施設を設置する。(最終的に25%環境施設を設置)

2以上の業種の場合は細分類番号、生産施設面積率(γ)及び既存生産施設用地計算係数(α)を併記して下さい。

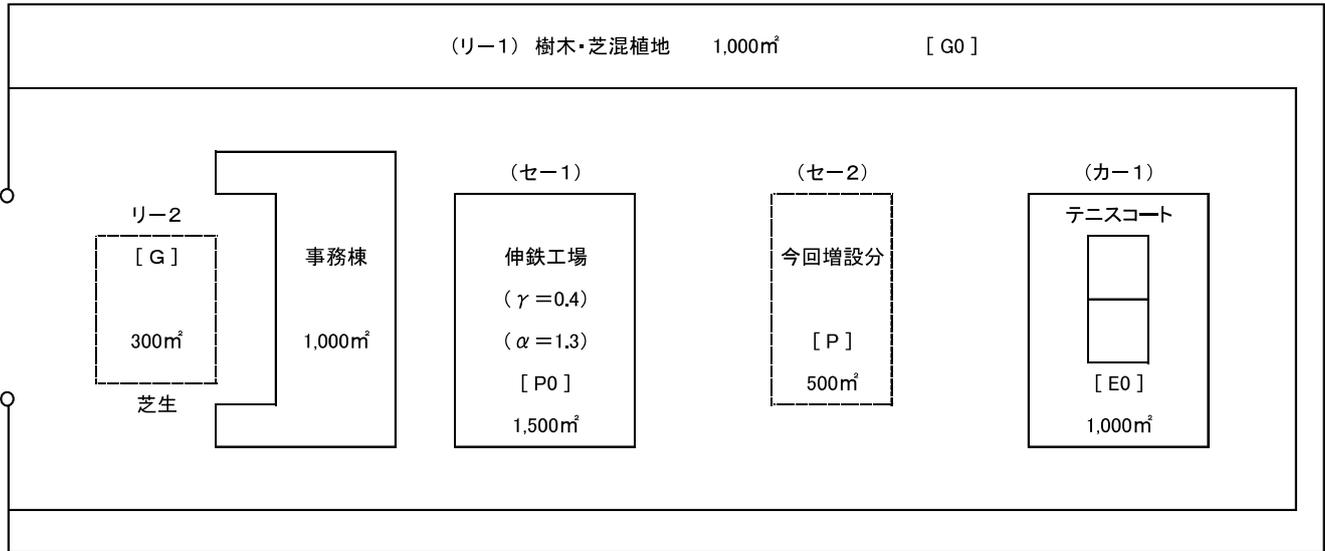
中分類業種名	鉄鋼業、石油製品・石炭製品製造業
細分類番号	2235(伸鉄業)、1731(コークス製造業)
γ1:0.4、γ2:0.3、α1:1.3、α2:1.4	

(1) 生産施設	<p>[例3] 既存工場(単一業種)</p> $P \leq \gamma(S - P0 / \gamma \alpha) - P1$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 500㎡ P0 = 1,500㎡ 右辺 = 0.4(1,000 - 1,500 / 0.4 × 1.3) - 0 P1 = 0㎡ = 2,846 (端数切捨て) P = 500㎡ 左辺 < 右辺 ∴ 準則適合</p>	<p>[例4] 既存工場(2以上の業種)</p> $\sum_{j=1}^n p_j / r_j \leq S - \sum_{j=1}^m p_{0j} / r_j \alpha_j$ <p>(2以上の業種) → P.11「業種別生産施設面積整理表」を作成 S = 10,000㎡ 左辺 = 500 / 0.4 + 300 / 0.3 = 2,250 P01 = 1,500㎡ γ1 = 0.4 α1 = 1.3 右辺 = 10,000 - (1,500 / 0.4 × 1.3 + 1,000 / 0.3 × 1.4) P02 = 1,000㎡ = 4,734.4322... γ2 = 0.3 = 4,734 (右辺切捨て) α2 = 1.4 P1 = 500㎡ 左辺 < 右辺 ∴ 準則適合 P2 = 300㎡</p>
	<p>(2) 緑地</p> $G \geq P / \gamma (0.2 - G0 / s)$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 300㎡ P = 500㎡ 右辺 = 500 / 0.4 (0.2 - 1,000 / 10,000) G = 300㎡ = 125 (端数切上げ) G0 = 1,000㎡ 左辺 > 右辺 ∴ 準則適合 300 - 125 = 175 は次回G0に算入 次回G0 = 1,000 + 175 = 1,175</p>	$G \geq \sum_{j=1}^n p_j / r_j (0.2 - G0 / S)$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 400 P1 = 500㎡ 右辺 = (500 / 0.4 + 300 / 0.3) (0.2 - 1,000 / 10,000) γ1 = 0.4 = 225 P2 = 300㎡ 右辺 = 225 γ2 = 0.3 G0 = 1,000㎡ 左辺 > 右辺 G = 400㎡ ∴ 準則適合 400 - 225 = 175 は次回G0に算入 次回G0 = 1,000 + 175 = 1,175</p>
	<p>(3) 環境施設</p> $E \geq P / \gamma (0.25 - E0 / S)$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 300㎡ P = 500㎡ 右辺 = 500 / 0.4 (0.25 - 2,000 / 10,000) E = 300㎡ = 62.5 E0 = 2,000㎡ = 63 (端数切上げ) 左辺 > 右辺 ∴ 準則適合 300 - 63 = 237 は次回E0に算入 次回E0 = 2,000 + 237 = 2,237</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n p_j / r_j (0.25 - E0 / S)$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 400 P1 = 500㎡ 右辺 = (500 / 0.4 + 300 / 0.3) (0.25 - 1,000 / 10,000) γ1 = 0.4 = 337.5 P2 = 300㎡ = 338 (端数切上げ) γ2 = 0.3 E0 = 1,000㎡ 左辺 > 右辺 E = 400㎡ ∴ 準則適合 400 - 338 = 62 は次回E0に算入 次回E0 = 1,000 + 62 = 1,062</p>

※ 既存工場において緑地面積率及び環境施設面積率が準則値をクリアしている場合は、上記(2)及び(3)によらず、次のように記載する。
 (2) 緑地 G1/S × 100 = 2,100 / 10,000 = 21% > 20% ∴ 準則適合
 (3) 環境施設 E1/S × 100 = 3,000 / 10,000 = 30% > 25% ∴ 準則適合

[例3] 既存工場の届出(単一業種)

※S49.6.28以前に設置された特定工場(単一業種)が、変更を行う場合。

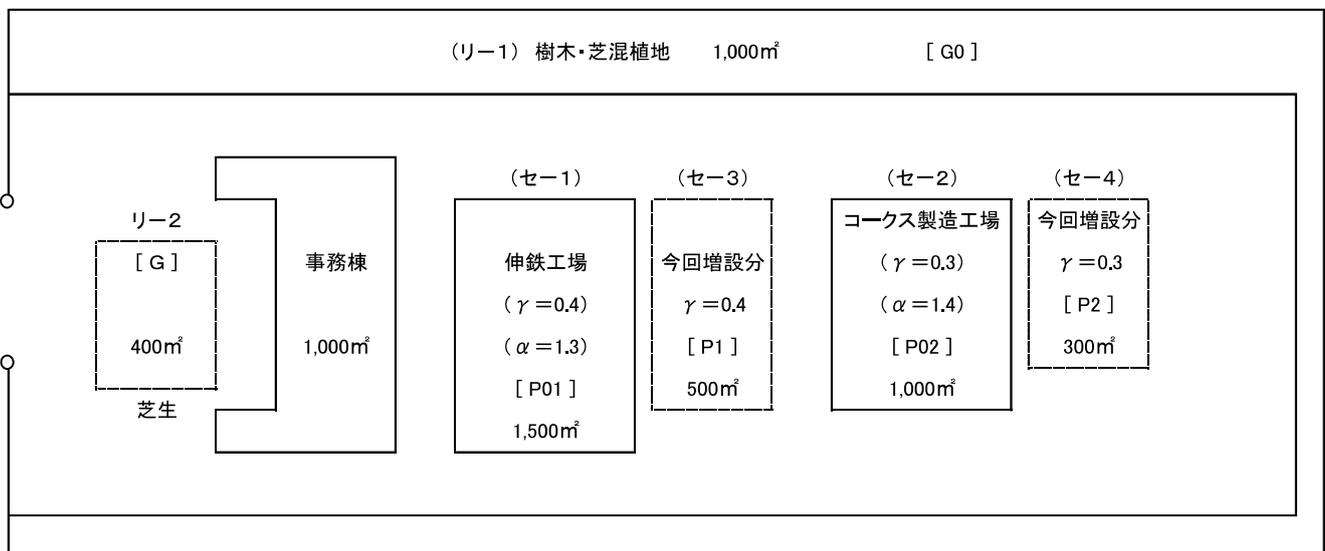


区 分	施設番号	面積(㎡)	区 分	施設番号	面積(㎡)
敷地面積 (S)		10,000	今回届出までに設置している緑地面積 (G0)	リ-1	1,000
S49.6.28以前の生産施設面積 (P0)	セ-1	1,500	今回届出までに設置している環境施設面積 (E0)	リ-1 カー-1	2,000
S49.6.29～現在までに設置した生産施設面積 (P1)		0	今回設置する緑地面積 (G)	リ-2	300
今回増設する生産施設面積 (P)	セ-2	500			

[例4] 既存工場の届出(2以上の業種)

※ 生産施設面積率 γ (0.3~0.65) が異なる2以上の業種に属する工場の場合

※S49.6.28以前に設置された特定工場(2以上の業種)が、変更を行う場合。



区 分	施設番号	面積(㎡)	区 分	施設番号	面積(㎡)
敷地面積 (S)		10,000	今回届出までに設置している緑地面積 (G0)	リ-1	1,000
S49.6.28以前の生産施設面積 (P01, P02)	セ-1 セ-2	1,500 1,000	今回設置する緑地面積 (G)	リ-2	400
今回増設する生産施設面積 (P1, P2) 【※注】	セ-3 セ-4	500 300			

【※注】 準則計算表(既存工場)における「(1)生産施設」欄、「(2)緑地」及び「(3)環境施設」欄それぞれで P1, P2の定義は異なる。
(P.37,38「Q18,既存工場(複数業種)に適用される準則はどのようなものですか?」にて、P_iの説明を参照のこと)

※ 第2回目以降の届出も引き続きこの様式に記載していくこと。[例1][例2]の場合

準則計算推移表

会社工場名		〇〇(株) 久留米 (工場)							
設置場所		福岡県久留米市〇〇町〇〇番地 〒□□□-□□□□							
		TEL - - (団地名なし)				団地特例		有 (無)	
担当者		総務課 久留米 太郎		代表業種名		鉄鋼業(伸鉄業) 石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業)			
細分類番号		(P1)2235	(P2)1731	()	()	()	()	()	()
γi		0.4	0.3						
届出回数	整理番号	業種	生産施設面積		緑地面積		環境施設面積		備考
	受理年月日		当該変更面積	変更後面積	当該変更面積	変更後面積	当該変更面積	変更後面積	
	敷地面積								
1	57福岡第〇〇号	P1							※単一業種の場合
	S57.〇.〇			1,000		2,000		3,000	
	10,000								
2	4福岡第〇〇号	P1							
	H4.〇.〇		+500	1,500	0	2,000	0	3,000	
	10,000								
1	57福岡第〇〇号	P1		1,000					※2種兼業の場合
	S57.〇.〇	P2		1,000					
	10,000	計		2,000		2,000		3,000	
2	4福岡第〇〇号	P1	+500	1,500					
	H4.〇.〇	P2		1,000					
	10,000	計	+500	2,500		2,000		3,000	
3									
・ ・ ・									

[例1]
新設工場
[単一業種]

[例2]
新設工場
[2以上の業種]

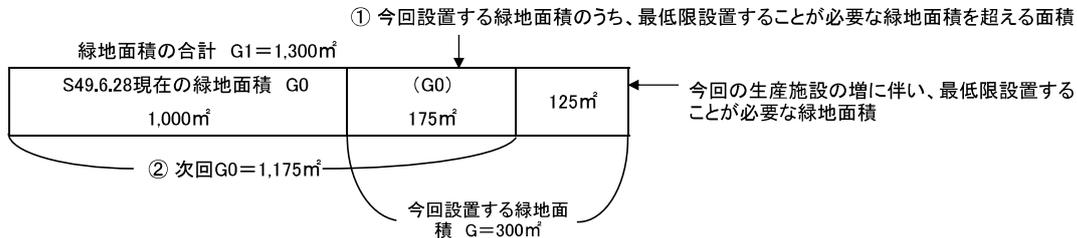
※ 第2回目以降の届出も引き続きこの様式に記載していくこと。[例3][例4]の場合

準則計算推移表

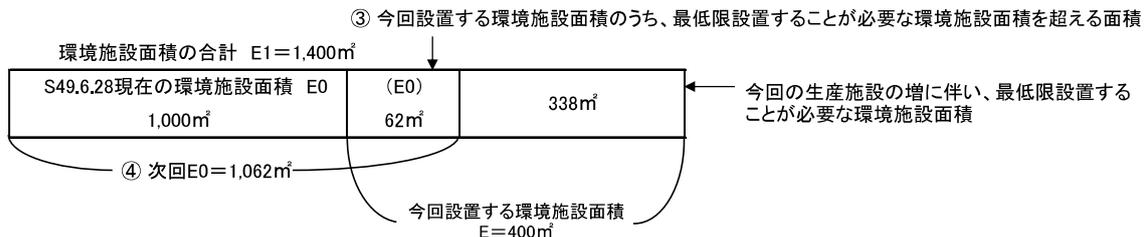
会社工場名	〇〇株 久留米 (工場)								
設置場所	福岡県久留米市〇〇町〇〇番地 〒□□□-□□□□								
	TEL - - (団地名なし)				団地特例		有 無		
担当者	総務課 久留米 太郎			代表業種名					
	鉄鋼業(伸鉄業) 石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業)								
細分類番号	(P1)2235	(P2)1731	()	()	()	()	()	()	
P0i	1,500	1,000	※ 既存工場が単一業種から2以上の業種に変更になる場合、当該変更業種の「P0i」及び「αi」の欄については斜線を引くこと。						
γi	0,4	0,3							
αi	1,3	1,4							
今回届出時の増設可能生産施設面積	(計算式) $\gamma(S-P0/\gamma\alpha)-P1=0.4(10,000-1,500/0.4\times 1.3)-0=2,846$				G0		1,000		
					E0		2,000		
届出回数	整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G1	当該E設置	E1	備考
	受理年月日		当該変更面積	変更后面積	(G0)	(次回G0)	(E0)	(次回E0)	
1	4福岡第〇〇号	P1							
	H4.〇.〇		+500	2,000	300	1,300	300	3,000	
	10,000				(175)	(1,175)	(237)	(2,237)	
			今回設置する緑地面積		緑地面積の合計				
			① 今回設置する緑地面積のうち、最低限設置することが必要な緑地面積を超える面積				② 緑地面積の合計のうち、最低限設置することが必要な緑地面積の合計を超える面積 (G0の累計)		

1	4福岡第〇〇号	P1	+500	2,000					
	H4.〇.〇	P2	+300	1,000	400	1,400	400	1,400	
	10,000		+800	3,000	(175)	(1,175)	(62)	(1,062)	
			今回設置する環境施設面積		環境施設面積の合計				
			③ 今回設置する環境施設面積のうち、最低限設置することが必要な環境施設面積を超える面積				④ 環境施設面積の合計のうち、最低限設置することが必要な環境施設面積の合計を超える面積 (E0の累計)		

[例3]



[例4]



様式第1号

短縮申請を行う場合には、次頁「様式第4号短縮申請書」を使用する。

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

90日前までに届出

平成〇〇年〇〇月〇〇日

久留米市長 殿

届出者

〇〇 株式会社
 東京都千代田区霞が関1-3-1
 取締役社長 〇〇〇〇
 代理人
 〇〇 株式会社福岡工場
 〇〇市〇〇町〇〇番地
 福岡工場長 〇〇〇〇
 総務課 福岡 太郎
 電話(092)(651)1111番

代理人（例えば、工場長）が届け出る場合は、代表者からの届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。

担当者の部課名
 及び担当者の氏名

実務担当者を記載すること。

※ 当該届出に関係のない届出条項は抹消すること。

工場立地法第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項の規定により、特定工場の変更について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	福岡県 〇〇市 〇〇町 〇〇番地（福岡工場）	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変更前	鋼板
		変更後	鋼板
3	特定工場の敷地面積	変更前	10,000 m ²
		変更後	10,000 m ²
4	特定工場の建築面積 <small>建築面積の中には、事務所などの非生産施設面積もカウントすること。</small>	変更前	4,000 m ²
		変更後	7,000 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等（工場敷地の増減）	平成〇〇年〇〇月〇〇日
		施設の設置工事	平成〇〇年〇〇月〇〇日
※ 整理番号		※ 備考 1. 造成工事の等開始 ① 埋立工事の開始 ex. シートパイルの打ち込み、ケーソンの沈着等 ② 整地等の造成工事の開始 ex. 土地の掘削、土盛、地ならし 2. 施設の設置工事の開始 ex. 当該施設の建築のための基礎打ち作業 ※ 生産施設の面積の変更を伴わない「製品の変更」については、既存の施設の用途変更のための所要工事（製造設備の設置、内装変更等）及び既存の製造設備による新たな製品の生産開始等が該当します。	
※ 受理年月日			
※ 審査結果 工場敷地の増減 { 未造成……造成着工予定日 造成済……・移転登記予定日 ・賃貸借の場合は併用開始予定日			

小数点以下は切り捨てること。

受理予定日と着工予定日を含めて92日以上経過した日を記載すること。
 ※両方とも該当する場合は、両欄とも記載すること。

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第4号

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

おおむね10日前までに届出

平成〇〇年〇〇月〇〇日

久留米市長 殿

届出者

〇〇 株式会社
 東京都千代田区霞が関1-3-1
 取締役社長 〇〇〇〇
 代理人
 〇〇 株式会社福岡工場
 〇〇市〇〇町〇〇番地
 福岡工場長 〇〇〇〇
 総務課 福岡 太郎
 電話(092)(651)1111番

代理人（例えば、工場長、建設会社等）が届け出る場合は、代表者からの届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。

※ 当該届出に関係ない届出条項が抹消すること。

担当者の部課名
 及び担当者の氏名

実務担当者を記載すること。

工場立地法第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項の規定により、特定工場の変更について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	福岡県 〇〇市 〇〇町 〇〇番地（福岡工場）	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変更前	鋼板
		変更後	鋼板
3	特定工場の敷地面積	変更前	10,000 m ²
		変更後	10,000 m ²
4	特定工場の建築面積 <small>建築面積の中には事務所などの非生産施設面積もカウントすること。</small>	変更前	4,000 m ²
		変更後	7,000 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等（工場敷地の増減）	平成〇〇年〇〇月〇〇日
		施設の設置工事	平成〇〇年〇〇月〇〇日
※ 整理番号		※ 備考 1. 造成工事等の開始 ① 埋立工事の開始 ex. シートパイルの打ち込み、ケーソンの沈殿等 ② 整地等の造成工事の開始 ex. 土地の掘削、土盛、地ならし 2. 施設の設置工事の開始 ex. 当該施設の建築のための基礎打ち作業 ※ 生産施設の面積の変更を伴わない「製品の変更」については、既存の施設の用途変更のための所要工事（製造設備の設置、内装変更等）及び既存の製造設備による新たな製品の生産開始等が該当します。	
※ 受理年月日			
※ 審査結果	工場敷地の造成 未造成……造成着工予定日 造成済……○移転登記予定日 ○賃貸の場合は併用開始予定日		

小数点以下は切り捨てること。

受理予定日と着工予定日を含めて12日以上経過した日を記載すること。
 ※両方とも該当する場合は、両欄とも記載すること。

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

特定工場における生産施設の面積

※面積は各施設毎に小数点以下は切り捨てること。

【例1】
新設工場
(単一業種)

【例2】
新設工場
(2以上の業種)

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
伸鉄工場 (第1工場)	セ-1	1,500	1,500	0
伸鉄工場 (第1工場)	セ-1	1,500	1,500	0
コークス製造工場 (第2工場)	セ-2	1,000	1,000	0
<p>※1. 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場等の場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。 ※2. 生産施設の単位を構成する主要施設は、セ-1-1、セ-1-2のように枝番号を付し、その面積を()内に記載すること。</p>				
生産施設の面積の合計		2,500	2,500	0

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

小数点以下切捨て

1. 緑地及び環境施設の面積

【例1】新設工場（単一業種）

※施設番号は区画毎にとること

緑地の名称		施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
緑地の種類	設置場所		変更前	変更後	
樹木・芝混植地	周辺部	リー1	1,000	1,000	0
芝生	玄関前	リー2	0	300	+300
(噴水)	(研究所前)	(リー○)	(000)	(000)	(000)
緑地面積の合計			1,000	1,300	+300
緑地以外の環境施設の名称		施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
			変更前	変更後	
テニスコート		カー1	1,000	1,000	0
(体育館)		(カー○)	(000)	(000)	(000)
緑地以外の環境施設の面積の合計			1,000	1,000	0
環境施設の面積の合計			2,000	2,300	+300

緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の生育する緑地で囲まれている場合にはのみ緑地面積とみなすことができる。なお、この場合は当該施設の種類、面積（内数）を（ ）書で記載すること。

2. 環境施設の配置

	変更前	変更後	増減面積 (㎡)
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1	リー1、リー2	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	1,000 ㎡	1,300 ㎡	+300 ㎡

施設の一部が該当する場合は、「カー1の一部」のように記載すること。

配置について勘察した周辺の地域の土地利用の状況等との関係

当工場の東南が住宅地帯であるので、その方向に樹木を中心に配置することによって平均幅100mのグリーンベルトが形成されている。
また、野球場、バレーボールコート、体育館をまとめて住宅と隣接した工場の西側に配置している。
増設緑地についても、極力、敷地周辺部に配置するよう努めた。

特に、当該工場周辺にある住宅、学校、病院等の施設の設置状況との関係を簡単に記載すること。

体育館、クラブハウス等は、それ自体は環境施設ではないが、周辺に当該施設面積の5倍以上の緑地その他の環境施設がある場合にのみ、環境施設面積とみなすことができる。なお、この場合には、当該施設の種類、面積（外数）を（ ）書で記載すること。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称				
工業団地の所在地				
工業団地の面積		㎡		
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計		㎡		
工業団地共通施設の面積の合計		㎡		
うち	面積	㎡		
緑地	面積	㎡	種類	
緑地以外の環境施設	面積	㎡	種類	
その他の共通施設	面積	㎡	種類	
その他の施設	面積	㎡	種類	
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明				

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

特例団地に立地している工場のみ作成する。

隣接する緑地を複数の事業者で維持管理する場合のみ提出が必要

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計				㎡
うち緑地面積	面積	㎡		
うち緑地以外の環境施設面積	面積	㎡		
事業者の負担する総額	設置費用			円
	維持管理費用			円
うち届出者の負担費用	設置費用			円
	維持管理費用			円
隣接緑地等の配置に関する概略図その他説明				

管理する緑地全体分の費用

届出者が負担する費用。
届出者が自己の緑地とする面積の算出根拠となる。

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式例第1

事業概要説明書

※この欄は記載しないこと。

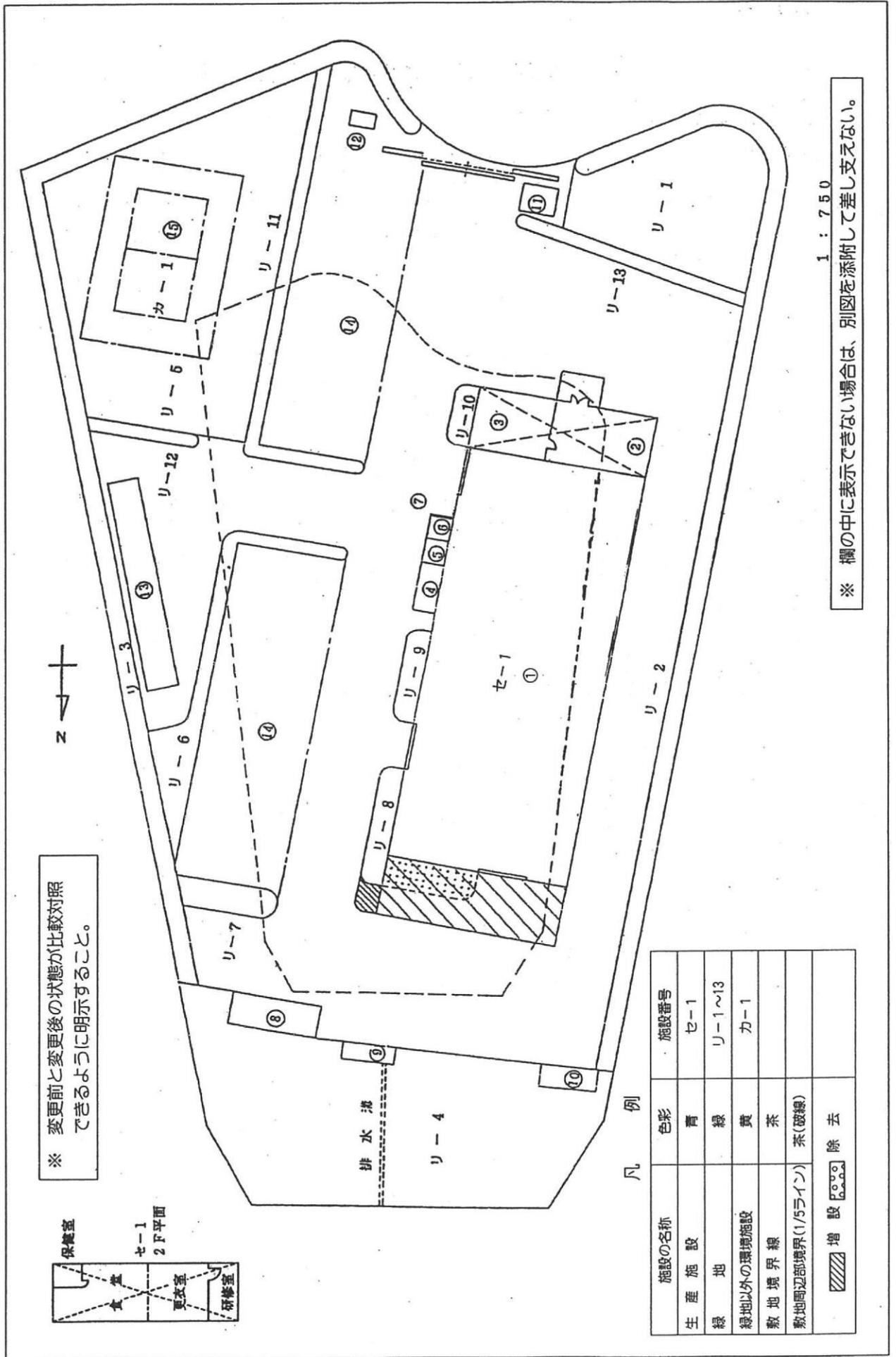
整理番号

当該変更に係る生産施設の稼働開始予定日（様式例第4の生産施設の運転開始日）を記載すること。

1	生産開始の日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		→ (操業開始 〇〇年〇〇月〇〇日)				
2	主要製品別生産能力及び生産数量		特定工場の操業開始年月日を記載すること。					
	製品名	生産能力		生産数量				
		変更前	変更後	変更前	変更後			
※主要製品の順に記載すること。	鋼板	100万トン/月	110万トン/月	100万トン/月	110万トン/月			
3	水源別工業用水使用量		計 1,475	← 変更後の合計を記入		(単位: トン/日)		
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水 海水		
	変更前	20	/	650	/	800		
変更後	25	/	650	/	800			
4	電力の使用量		計 18,000	(単位: KWH/日)				
	買電による電力使用量		自家発電による電力使用量					
	変更前	変更後	変更前	変更後				
	※最大電力 (KW) と電力使用量 (KWH) とは異なるので注意すること。		※最大電圧 (KV) 、最大電力 (KW)					
	12,000	18,000	(6KV 1,000KW)	(6KV 1,200KW)	(KV KW)	(KV KW)		
5	輸送手段別輸送量		計	(単位: トン/月)				
	燃料、原料及び外注部品	変更前		自動車	鉄道	船舶	その他	計
		変更後	記載不要					
	製 品	変更前						
		変更後						
6	従業員数		計 65	(単位: 人)				
	職 員 (管理者、事務従事者)	男		女		計		
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
		15	15	5	5	20	20	
工 員 (生産従事者)		20	20	20	25	40	45	

備考 1. 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載してください。(例 トン/日、㎡/月等)
 輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当り平均輸送を記載してください。
 2. この様式において、「変更前」とあるのは、「今回届出時」と読み替えるものとする。なお、「変更後」の欄は、当該届出実施後の状況を記載すること。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積		m ²	うち自己所有地	m ²
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を) (○で囲んでください。)	①工業専用地域 ④住居系地域 ⑦未線引都市計画地域 ⑨都市計画なし	②工業地域 ⑤商業系地域 ⑧都市計画区域外	③準工業地域 ⑥市街化調整地域	
特定工場用地利用説明図			特定工場の用に供する土地の説明	
			周辺状況	
			東側	
			西側	
			南側	
		北側		

- 備考1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入してください。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空き地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で、海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示してください。

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類	工 事 の 日 程										
	年 3月	年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	年 8月	年 月	年 月	年 月	年 月	
造成（埋立）工事等 工場敷地の増加		4/1 ○→移転登記									
生産施設の配置工事											
施設の名称	施設番号										
第1工場	セ-1	4/1 4/30	5/1	6/30	7/1	運転開始					
第2工場	セ-2	4/1	5/31	6/1	運転開始						
第3工場	セ-3	4/1			7/31	8/1	運転開始				
環境施設・緑地の設置工事		※ 生産施設の運転開始の日までに完了するようにすること。									
施設の名称	施設番号										
樹林地	リ-1	4/1 4/20									
芝生	リ-6		5/15 5/20								
その他の主要施設の設置工事											
修理工場		3/20 4/10									
キュービクル		3/20 3/31									

- 備考 1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を↔印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記してください。
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。
2. 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。
3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事及び環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類欄に明記してください。

氏名（名称、住所）変更届出書

年 月 日

久留米市長 殿

変更後の名称、住所で届出る

届出者

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

担当者の部課名
及び担当者の氏名

電話 () () 番

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更年月日		*備考	
*整理番号			
*受理年月日			

備考 1. *印の欄には、記入しないこと。

特定工場承継届出書

年 月 日

久留米市長 殿

工場を引き継ぐ新しい代表者が届出る。

届出者 { 氏名又は名称
住所
代表者の氏名

担当者の部課名
及び担当者の氏名

電話 () () 番

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

引き継ぐ元の工場の名称、住所を記入する。

被承 継者	氏名又は名称			
	住所			
特定工場の設置の場所				
承継の理由				
承継年月日		* 備考		
* 整理番号				
* 受理年月日				

備考 1. *印の欄には、記入しないこと。

権利が移転した日を記入する。

特定工場廃止届

年 月 日

久留米市長 殿

届出者 { 氏名又は名称
住所
代表者の氏名

担当者の部課名
及び担当者の氏名

電話 () () 番

特定工場を廃止するので、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	
2	特定工場における製品	
3	特定工場の敷地面積	㎡
4	特定工場の建築面積	㎡
5	特定工場の廃止(予定)年月日	
6	廃止の理由	
7	廃止後の跡地の利用予定	
*	備考	*受理年月日

備考 1. *印の欄には、記入しないこと。

代理人が届け出る場合は、代表者の委任状が必要です。

委 任 状

私は、〇〇〇〇株式会社〇〇工場 工場長 〇〇 〇〇を代理人と定め次の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

以 上

平成 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

一度委任状を届出後、委任者、受任者のどちらにも変更がない場合は、新たに委任状を作成する必要はありません。次回からの届出の際は、写しを添付してください。